

平成27年第2回平取町議会臨時会（開会 午前9時35分）

町長 （議会招集にあたりあいさつ）

事務局長 本日の臨時会是一般選挙後初めての議会でありますので議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行なうことになっています。年長の四戸正彦議員を紹介します。四戸議員、議長席にお着き願います。

臨時議長 皆さんおはようございます。ただいま紹介されました四戸正彦でございます。地方自治法第107条の規定により議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行ないます。どうぞよろしくお願います。

それではただいまから平成27年第2回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で、会議は成立します。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席とします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によりまして臨時議長において、中川嘉久議員と高山修議員を指名します。

日程第3、選挙第1号議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人に、井澤敏郎議員、松原俊幸議員を指名します。投票用紙を配布します。投票用紙の配布もれはありませんか。

（なしの声）

配布もれなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名でございます。事務局長が議員の自席に投票場を持参しますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

（投票）

投票もれはありませんか。

（なしの声）

投票もれなしと認めます。投票を終わります。井澤議員と松原議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告します。投票総数12票。有効投票12票。無効投票0票です。有効投票のうち、櫻井幹也君6票、鈴木修二君6票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票であり櫻井幹也君と鈴木修二君の得票数は、いずれもこれをこえております。両君の投票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。櫻井幹也君及び鈴木修二君が議場に

おられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは、くじ棒により行います。井澤議員及び松原議員、立ち会いをお願いいたします。まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。櫻井幹也君、鈴木修二君くじを引いてください。

(くじ引き)

くじを引く順序が決定しましたので報告いたします。まずはじめに櫻井幹也君。次に鈴木修二君、以上のとおりです。ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。櫻井幹也君、鈴木修二君くじを引いてください。

(くじ引き)

くじの結果を報告いたします。くじの結果、鈴木修二君が当選人と決定しました。議場の出入り口を開きます。ただいま議長に当然されました鈴木修二君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。議長に当選された鈴木修二君から発言を求められましたのでこれを許します。鈴木修二君。

鈴木議員

(議長就任あいさつ)

臨時議長

これにて臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。鈴木修二議長、議席にお着き願います。

議長

それでは会期の決定を行います。日程第4、会期の決定を議題とします。お諮りします。今臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定しました。

日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めます。ただいまの出席議員は12名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条の規定により、立会人に貝澤真澄議員と松澤以久子議員を指名します。投票用紙を配布します。投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声)

配布もれなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名でございます。事務局長が議員の自席に投票箱を持参しますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上投票願います。投票もれはありませんか。

(なしの声)

投票もれなしと認めます。投票を終わります。貝澤議員と松澤議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち、千葉良則君8票、櫻井幹也君2票、四戸正彦君1票、松澤以久子君1票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。従って、千葉良則君が副議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。ただいま副議長に当選されました。千葉良則君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の通知をします。副議長に当選された千葉良則君から発言を求められておりますので、これを許します。

副議長

(副議長就任あいさつ)

議長

よろしくお願ひいたします。

日程第6、選挙第3号常任委員会委員の選任を行います。常任委員会の選任については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員会の選考に基づき議長が指名推薦することとなっております。選考委員につきましては、指名推薦による選出委員5名で構成することになってはいますが、今回の選考委員5名の選出については、議長の指名により選出したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、常任委員会委員の選出については、選考委員5名を議長において指名することに決定しました。選考委員として、貝澤真澄議員、松澤以久子議員、丹野信一議員、四戸正彦議員、千葉良則議員、以上の5名を指名いたします。休憩します。休憩中直ちに選考委員会を正副議長室で開き、各常任委員会委員の選考をお願いいたします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前10時10分)

議長

再開します。常任委員の選考結果を選考委員会委員長より報告願ひます。千葉議員。

千葉議員

それでは、選考委員ということで、委員を代表いたしまして、私のほうから選考の内容報告をいたします。総務文教常任委員会委員9名でございます。中川議員、高山議員、井澤議員、松原議員、貝澤議員、丹野議員、櫻井議員、千葉議員、鈴木議員の9名でございます。産業厚生常任委員会委員8名を読み上げます。中川議員、高山議員、井澤議員、松澤議員、丹野議員、四戸議員、千葉議員、藤澤議員の以上8名でございます。以上です。

議長

ただいま、選考委員会委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、常任委員は議長の指名のとおり選任することに決定しました。休憩いたします。

(休憩 午前10時13分)

(再開 午前10時14分)

副議長

それでは、日程第7、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま、総務文教常任委員会委員に選任されました鈴木議長から、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。議長はその責務上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の場合における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に、委員として所属することは適当ではないし、また行政実例におきましても議長については辞任を認めているところでもありますので、常任委員を辞退したいとしますのでございます。常任委員の辞任について、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議長の総務文教常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。休憩いたします。

(休憩 午前10時16分)

(再開 午前10時17分)

議長

再開します。常任委員会委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により委員会において互選することになっております。休憩します。休憩中に正副議長室で順次各委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。最初に、総務文教常任委員会、次に産業厚生常任委員会の順で、直ちに開催してください。

(休憩 午前10時18分)

(再開 午前10時23分)

議長

再開します。休憩中に開催された各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告します。総務文教常任委員会委員長、貝澤真澄議員。副委員長、松原俊幸議員。産業厚生常任委員会委員長、松澤以久子議員。副委員長、中川嘉久議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。どうぞよろしくお願いをいたします。

日程第8、選挙第4号議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会は、議会運営等の全般について協議し、議長の諮問事項も審議する委員会であります。委員会の構成につきましては、議会の運営に関する基準138により、副議長、各常任委員長及び一般議員2名の合計5名となっています。また、選任については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員の選考に基づき議長が指名推薦することになっております。選考委員会については指名推選による選出委員5名で構成しますが、今回の選考委員5名の選出については、議長の推薦により選出したいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って議会運営委員の選任については、選考委員5名を議長において指名することにいたします。選考委員として貝澤真澄議員、松澤以久子議員、丹野信一議員、四戸正彦議員、千葉良則議員、以上の5名を指名いたします。休憩します。休憩中直ちに選考委員会を正副議長室で開き、議会運営委員会委員の選考をお願いいたします。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時29分)

議長 再開します。議会運営委員の選考結果を選考委員会委員長より報告願います。千葉議員。

千葉議員 それでは、ただいまの選考の結果を発表いたします。議会運営委員の選出5名でございますけども、高山議員、貝澤議員、松澤議員、四戸議員、そして千葉議員の5名でございます。

議長 ただいま選考委員会委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、議会運営委員は議長の指名のとおり選任することに決定しました。議会運営委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。休憩いたします。休憩中、直ちに正副議長室において委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を願います。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時44分)

議長 再開します。休憩中に開催された議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が手元に参りましたので報告します。議会運

営委員会委員長、四戸正彦議員。議会運営委員会副委員長、高山修議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしく願いをいたします。休憩します。休憩中に、議員全員協議会及び議会運営委員会の開催を願います。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前11時20分)

議長

再開します。

日程第9、選挙第5号日高地区交通災害共済組合議会議員の選挙を行います。一部事務組合議会議員の選挙については、議会の運営に関する基準41の規定により、議長の指名推薦によることとなっておりますので、指名をいたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは指名します。日高地区交通災害共済組合議会議員には、井澤敏郎議員を指名します。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました井澤敏郎議員が、日高地区交通災害共済組合議会議員に当選と決定しました。

日程第10、選挙第6号胆振東部日高西部衛生組合議会議員の選挙を行います。議会運営基準41の規定により、議長から指名をしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは指名します。胆振東部日高西部衛生組合議会議員には、中川嘉久議員、高山修議員を指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名をしました中川嘉久議員、高山修議員の2名が胆振東部日高西部衛生組合議会議員に当選と決定しました。

日程第11、選挙第7号日高西部消防組合議会議員の選挙を行います。議会運営基準41の規定により、議長から指名をしますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは指名します。日高西部消防組合議会議員に松澤以久子議員、丹野信一議員、四戸正彦議員を指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名をしました松澤以久子議員、丹野信一議員、四戸正彦議員の3名が日高西部消防組合議会議員に当選と決定しました。

日程第12、選挙第8号平取町外2町衛生施設組合議会議員の選挙を行います。議会運営基準41の規定により、議長から指名をしますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは、指名します。平取町外2町衛生施設組合議会議員に貝澤真澄議員、藤澤佳宏議員、櫻井幹也議員を指名します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名しました貝澤真澄議員、藤澤佳宏議員、櫻井幹也議員の3名が平取町外2町衛生施設組合議会議員に当選と決定しました。

日程第13、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

それでは1の要望経過報告をいたします。要望項目、JR日高線の早期全線復旧に関する緊急要望でございます。要望先は、道内の選出国会議員並びに国土交通大臣ほか政務三役、国土交通省鉄道局長・北海道局長ほかでございます。要望月日4月21日、要望者は日高町村会、日高総合開発期成会として、日高管内7町の町長で要望したところでございます。このことにつきましては、既に行政報告をしているところでございますけれども、去る1月8日に、北海道を通過いたしました低気圧に伴う波浪の影響により、JR日高線、鶴川から様似間11.6キロの区間、特に新冠の大狩部駅から苫小牧方面に3.6キロの地点の線路わきの土砂が流出し、全線運休となり、通院、通学に利用している住民生活に支障を及ぼす事態となっております。1月27日以降は静内から様似間で列車の運転が一部再開をしておりましたが、さらに盛り土が流出をいたしまして、2月28日から再び不通となっているところでございます。日高町村会、日高総合開発期成会として、長期運休については地域住民に影響が出ることから、2月25日に緊急要望に続いて2回目の要請活動となりました。速やかに復旧工事に着手し、全線復旧を強く要請をしたところでございます。その後、4月28日のJR北海道の発表によりますと、復旧に必要な工事費の概要であります。護岸対策が4.2億円、斜面对策が約1.5億円で計5.7億円、工期は護岸改築4500メートル、吹付砕工が延長1100メートルの施行については、長期間を要する見込みとし、具体的な期間は示していないところでございます。一方、必要最小限の修繕にとどめ、走行25キロ程度の徐行運転で安全確保をする場合の費用は全体で約2.4億円、斜面对策が約2億円になることとでございます。工期は全体で約30か月かかるとしておりますが、実際に工事が可能な期間は冬期間を除く4月から10月までの7か月間としており、再開までの期間はさらに伸びることが予想されます。JR北海道は今後、護岸壁の調査、準備工事などを行い、9月末までに詳細設計や施工計画をまとめることとでございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第14、議案第1号監査委員の選任についてを議題とします。丹野信一議

員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。議案第1号について提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第1号監査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町字貫気別232番地3、氏名、丹野信一氏であります。生年月日は昭和28年9月27日、61歳でございます。次のページをご覧ください。履歴概要でございますが、下記に記載のとおりでございますので、説明は省略いたしますので、お目通しを願いたいと思います。丹野氏につきましては、人格、識見が高く、適任者でございますので、選任同意を求めらるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 お諮りします。本件に対する質疑討論を省略し採決したいと思ひます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。丹野信一議員を監査委員として同意することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第1号監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

日程第15、議席の指定を行います。議席の指定につきましては、議会の運営に関する基準12の規定により、議長は12番、副議長は11番とし、他の議員は抽選により定めて議長が指定することになっております。先ほど、くじ棒による抽選を行いましたので、議席の抽選結果を事務局長より報告願ひます。事務局長。

議会事務局長 それでは抽選結果、議席の番号についてご報告いたします。議席番号1番、松原俊幸議員。2番、丹野信一議員。3番、櫻井幹也議員。4番、中川嘉久議員。5番、藤澤佳宏議員。6番、高山修議員。7番、井澤敏郎議員。8番、四戸正彦議員。9番、松澤以久子議員。10番、貝澤真澄議員。11番、千葉良則副議長。12番、鈴木修二議長。以上でございます。

議長 ただいま事務局長から報告のとおり議席を指定し、決定しました。この議席は、次の議会から使用します。

日程第16、報告第1号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長 報告第1号専決処分報告についてご説明を申し上げます。議案書11ページをご覧ください。報告第1号平取町税条例の一部を改正する条例について、別紙



のとおり専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めようとするものであります。次のページをご覧ください。平成27年専決処分第1号平取町税条例の一部改正につきまして、平成27年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。それでは平成27年専決処分第1号平取町税条例の一部改正につきまして、その専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律の公布及び昨年4月の臨時会におきまして議決をいただいた、平取町税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴いまして、平取町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、1点目としまして、平成27年4月1日以後に支出する地方団体の寄附について、いわゆるふるさと納税についてですけれども、確定申告が不要な給与所得者が税額控除を受けようとする場合、申告書を提出することなく控除の適用を受けることができることとしたものであります。2点目としましては、住宅借入金特別税額控除について、家屋の居住年の期限を平成31年まで延長することとしたものであります。3点目としましては、平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地にかかる固定資産税の特例措置を延長することとしたものであります。4点目としましては軽自動車税の税率の改定であります。平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初回車両番号の指定を受けた排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪以上の軽自動車について、平成28年度に特例措置を講ずることとしたものであります。また、平成27年度以後に税率の引き上げを予定していた、原動機付自転車や二輪車等の税率については、施行期日を見直し、その運用開始時期を平成28年度から適用することとしたものであります。それでは、条文の改正内容についてご説明申し上げますので、20ページの新旧対照表をご覧ください。はじめに第31条の均等割の税率の規定ですが、第2項の表中及び次の次のページ、22ページの第4項の改正については、法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について改正するものであります。資本金または資本準備金を欠損の補てんまたは損失の補てんに充てた金額を控除するとともに、逆に剰余金または利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとしたものであります。次に、22ページ、23ページの第48条第6項法人町民税の申告納付の規定と第50条第3項法人町民税に係る不足税額の納付の手続についての改正ですけれども、これについては、法人税法改正に伴う所要の措置によるものであります。24ページをご覧ください。第57条と25ページの第59条については、地方税法の一部改正に伴い、号の番号がずれたことによるものであります。次に、第71条固定資産税の減免と、次のページの139条の3、特別土地保有税の減免の改正ですが、文言の整理によるものであります。27ページをご覧ください。附則第7条の3の2の改正ですが、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限の延長によるものであります。ここで申しわけありませんけれども、訂正をお願いしたいと思います。今回の改正にか

かる部分ではありませんが、この条文の2行目、市民税と記載されている箇所を町民税に訂正をお願いいたします。次に、附則第9条、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等に係る改正と、次の次のページの附則第9条の2の改正ですが、ふるさと納税に係る申告特例を定めたものであります。寄附金を支出するものは、寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対し、住所所在地の市町村長に申告特例通知書の送付を求めることができることなどが新たに規定されたところであり、次に、第10条の2の改正ですが、30ページの第6項から第12項までの改正についてですが、ここに規定された法律に基づく施設等については、わがまち特例方式を導入した上で、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。次に、31ページの第11条から36ページの第15条までの改正についてですが、土地にかかる固定資産税の特例措置をそれぞれ延長するものであります。ここでまた訂正をお願いしたいと思いますけれども、31ページの第11条の2の条文の3行目、市長と記載されているところを町長に訂正をお願いしたいというふうに思います。次に37ページの附則第16条、軽自動車税の税率の特例の規定ですが冒頭、主な改正内容で説明しましたように、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じ、グリーン化特例の規定を設けたものであります。第1項では、電気・天然ガス自動車の税率について規定したものであります。また次のページ、38ページの第2項第3項については、ガソリン車・ハイブリッド車の税率を規定したものであります。電気・天然ガス自動車については、おおむね75%、ガソリン車・ハイブリッド車については、燃費基準の達成度合いによりそれぞれ50%、25%の税率を軽減する措置が設けられたところであり、お手元に軽自動車税の税率改正に関する資料を配布しておきましたので、ご確認をお願いいたします。次に、議案の40ページをご覧ください。平取町税条例の一部を改正する条例、平成26年平取町条例第7号の2条の一部改正についてですが、この新旧対照表の第1条は、平成27年度以後に適用することとされていた原動機付自転車及び自動二輪車等にかかる税率について適用開始時期が1年間延長されたことに伴うもので、法律改正にあわせての条文整理となっております。次のページをご覧ください。附則第1条第3号、第5号の規定中3600円は二輪のものに、また3000円は主に雪上を走行するものにかかる税率であります。また、第5号の規定中、冒頭に第82条第1号の改正規定とある第1号は、原動機付自転車を意味し、ロの改正規定とあるロとは、小型特殊自動車を、また第3号の改正規定とある3号は二輪の小型自動車を意味するものであります。次に、第4条は軽自動車税に係る経過措置を規定したものであります。次に附則第6条については、先ほど説明をしました軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されることに伴うことによるものであります。議案戻っていただきまして18ページをご覧ください。中ほどの附則といたしまして、第1条ですが、この条例の施行期日は平成27年4月1日から施行するものでございますが、軽自動車税の税率に関する規定は公

布の日から施行するものであります。次に付則第2条は町民税に関する経過措置を規定したものであります。2項及び3項の規定は、ふるさと納税に係る経過措置を、また第4項では法人の町民税についてはこの条例の施行の日以後に開始する事業年度分から適用することとしたものであります。次に第3条については、固定資産税の経過措置について規定したものであります。次のページをご覧ください。第2項から第5項までは、わがまち特例による経過措置を規定したものであり、平成27年4月1日以降に取得される固定資産について適用するものであります。次に第4条については、軽自動車税のグリーン化特例に係る税率の改定については、平成28年度分の軽自動車税について適用することとしたものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、報告第1号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

日程第17、報告第2号専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。税務課長。

税務課長

報告第2号、専決処分報告についてご説明を申し上げます。議案書の43ページをご覧ください。報告第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し承認を求めるものであります。次のページをご覧ください。平成27年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、平成27年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。それでは平成27年専決処分第2号平取町国民健康保険税条例の一部改正について、その専決処分理由をご説明申し上げます。今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、平取町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正内容についてですが、1点目として基礎課税額及び後期高齢者支援金、並びに介護納付金の課税限度額を引き上げるものであります。基礎課税額の限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金の課税限度額を現行の16万円から17万円に、また介護納付金の課税限度額を現行の14万円から16万円にそれぞれ引き上げようとするものであります。次に2点目についてですけれども、

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯と2割軽減の対象となる世帯の所得基準を見直すことにより、軽減世帯の拡大を図ろうとしたものであります。5割軽減の対象世帯においては、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の24万5千円から26万円に、2割軽減の対象世帯においては、現行の45万円から47万円にそれぞれ引き上げることとしたものであります。それでは、条文の改正内容についてご説明申し上げますので46ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。第2条第2項課税額の規定ですけれども、基礎課税額の課税限度額を51万円から52万円に引き上げようとするものであります。第2条第3項の規定ですが後期高齢者支援金の課税限度額を16万円から17万円に引き上げようとするものであります。次に、第2条第4項の規定は、介護納付金の限度額を14万円から16万円に引き上げようとするものであります。また次の23条第1項の国民健康保険税の減額の規定についても同様に、2条の2項から4項までの課税限度額の引き上げに伴う改訂となっております。次のページの47ページをご覧ください。第23条第1項第2号、及び次のページの第3号の規定についてですが、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の引き上げに係る改訂となっております。第2号の改訂においては、5割軽減世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき24万5千円から26万円に引き上げることとしたものであります。また、第3号の改正については、2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき、45万円を47万円に引き上げることとしたものであります。戻っていただきまして、議案書の45ページをご覧くださいと思います。中ほどから下の附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございますが、改正後の平取町国民健康保険税条例は平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。また3条については、地方税法等の一部改正に伴いまして、平成25年、議決をいただいた平取町条例第14号の附則第14項を改正するもので、この改正については、平成28年1月1日から施行するものであります。以上で説明を終了しますのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、報告第2号専決処分報告については報告どおり承認することに決定しました。

お諮りします。現在、平取町が直面している重要課題として、平取ダム建設工事の着工、アイヌ文化における伝統的生活空間の再生整備などがあります。これらの重要課題に有効適切に対処するため、さらに議会活動を広く周知を図るための特別委員会をそれぞれ設置し、調査等を行いたいと考えます。特別委員会は、沙流川総合開発特別委員会、アイヌ文化伝承推進特別委員会、広報広聴特別委員会といたしたいと思えます。特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第1号沙流川総合開発特別委員会、アイヌ文化伝承推進特別委員会、広報広聴特別委員会の設置及び特別委員の選任についてを議題とします。

広報広聴特別委員会についての構成は、議会の運営に関する基準111、先例2の規定により、議長を除く全議員となっています。この規定により、議長を除く全議員を広報広聴特別委員会委員として議長が指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって議長を除く全議員を広報広聴特別委員会委員に選任することに決定しました。

その他の特別委員会委員の構成は、議会の運営に関する基準111、先例1及び規定により、各5名となっております。また、委員の選出方法については、議会の運営に関する基準41の規定により、選考委員会の選考に基づき議長が指名推薦することとなっております。このことにつきましては、先に指名し設置した選考委員会において、各特別委員会の委員を選考済みでありますので、選考委員長からご報告願います。千葉議員。

千葉議員

それでは、選考委員を代表いたしまして、発表したいと思えます。

沙流川総合開発特別委員会の委員におきましては、松澤議員、丹野議員、四戸議員、藤澤議員、千葉議員の5名でございます。

次に、アイヌ文化伝承推進特別委員会委員におきましては、高山議員、井澤議員、松原議員、貝澤議員、千葉議員の以上5名ということで、報告をいたします。

議長

ただいま選考委員会委員長より報告がありましたとおり、議長が指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、ただいま指名しましたとおり、各特別委員会委員に選任することに決定しました。休憩します。休憩中に各特別委員会を議長

室で順次開催し、委員長及び副委員長の選出をお願いいたします。

(休憩 午前 11時55分)

(再開 午前 11時59分)

議長

再開します。休憩中に開催された各特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りましたので報告します。沙流川総合開発特別委員会委員長、丹野信一議員。副委員長、四戸正彦議員。アイヌ文化伝承推進特別委員会委員長、貝澤真澄議員。副委員長、松原俊幸議員。広報広聴特別委員会委員長、松澤以久子議員。副委員長、千葉良則議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしくお願いをいたします。

お諮りします。承認第1号各委員会の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号各委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、承認第1号各委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において、所管事務調査等を閉会中に継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査を実施することに決定しました。

議案の審議状況を報告します。選挙8件を執行しました。議案1件で原案可決1件。報告2件で承認2件。指定1件で決定1件。発議1件で決定1件。承認1件で決定1件となっております。以上で全日程を終了いたしましたので、平成27年第2回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労さんでございました。

(閉会 午後 0時02分)